

出雲市監査委員告示 第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づく
随時監査を実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果報告
書を別紙のとおり公表します。

令和6年（2024）3月19日

出雲市監査委員 神 門 三千夫

出雲市監査委員 射 場 かよ子

出雲市監査委員 寺 本 淳 一

監 査 第 1 9 9 号
令和6年(2024)3月19日

出雲市議会議長様
出雲市長様
出雲市教育委員会教育長様
出雲市選挙管理委員会委員長様
出雲市公平委員会委員長様
出雲市農業委員会会長様

出雲市監査委員 神 門 三千夫
出雲市監査委員 射 場 かよ子
出雲市監査委員 寺 本 淳 一

令和5年度(2023)出雲市随時監査の結果について(報告)

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査を実施しましたので、
同条第9項の規定により、その結果を報告します。

令和5年度（2023）出雲市随時監査結果報告書

各種団体等への負担金の支出について

令和6年（2024）3月

出雲市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の種類

随時監査（地方自治法第199条第5項）

2 監査の対象

令和4年度に支出した負担金のうち、毎年度継続的に支出している加入団体に対する負担金（分担金、会費等を含む。）

【対象外とするもの】：令和5年度に退会・廃止されたものや、次に掲げるもの

- (1) 法令等に基づく負担金
- (2) 工事負担金
- (3) 一部事務組合負担金
- (4) 特定施設等の運営又は維持管理に係る負担金
- (5) 出席者負担金（各種大会、研修会等への参加に係る負担金）
- (6) 実行委員会等負担金
- (7) 賦課金
- (8) 費用負担、支援給付等

3 監査の目的

地方公共団体が任意で加入している団体等に対する負担金（会費）は、補助金のように規則、要綱等の基本的なルールがなく、主に団体の規約や会則等に基づく請求により支出が行われている。

本市においても事務事業の見直しにより、効率的、効果的な予算執行に努めているところであるが、この負担金についてもより一層の適正化を図る必要がある。

そこで、本市が任意で加入している団体に対する負担金について、団体への加入目的、負担金の支出効果などについて実態を把握し、今後の適正な行政運営に資することを目的として監査を実施した。

4 監査の着眼点

(1) 負担金支出の必要性について

- ①負担金支出の目的は明確か。
- ②団体の活動に積極的に参加しているか。
- ③負担金支出の効果、必要性の検証は行われているか。

(2) 負担金の適正性、妥当性について

- ①規約、会則等支出の根拠となるものがあるか。
- ②負担金額の算定方法は明確になっているか。
- ③団体の財務状況の把握に努めているか。
- ④団体の繰越金等が多額となっており、負担金額の見直しについて検討すべきものはないか。

5 監査対象部局

全部局（出先機関、公営企業を含む。）

6 監査の主な実施内容

出雲市監査基準に準拠したうえで、監査の着眼点に基づき、監査対象部局に対し監査調書及び関係書類の提出を求め、事務調査及び実地監査を行い、関係職員からの事情聴取を行った。

7 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所 出雲市監査委員事務局

(2) 日 程 令和5年11月20日から令和6年3月19日

8 監査を執行した監査委員名

出雲市識見監査委員 神 門 三千夫

出雲市識見監査委員 射 場 かよ子

出雲市議選監査委員 寺 本 淳 一

(注)

- 1 文中及び表中の比率・割合は、原則として表示単位の小数点以下第2位を四捨五入している。したがって、内訳の計と総数が合わない場合がある。

第2 監査対象の概要

監査対象部局から提出された監査調書の集計結果等に基づく分析は、以下のとおりである。

1 団体に対する負担金の概要

(1) 部局別の件数及び支出金額の状況

団体に対する負担金の令和4年度の合計は151件で、支出金額は43,133,070円である。また、負担金の件数が最も多い部は、都市建設部の21件(13.9%)で、次いで総合医療センターの20件(13.2%)となっている。さらに、支出金額が最も多い部は、総務部の12,425,000円(28.7%)で、次いで総合政策部の6,654,600円(15.3%)となっている。

部 局 名	件数	支出金額(円)		
		構成比	支出金額(円)	構成比
総合政策部	11	7.3 %	6,654,600	15.3 %
総務部	8	5.3 %	12,425,000	28.7 %
防災安全部	3	2.0 %	289,500	0.7 %
財政部	1	0.7 %	30,000	0.1 %
健康福祉部	3	2.0 %	122,000	0.3 %
子ども未来部	5	3.3 %	673,480	1.6 %
市民文化部	10	6.6 %	338,800	0.8 %
商工振興部	3	2.0 %	1,922,000	4.5 %
観光交流部	7	4.6 %	4,637,000	10.8 %
環境エネルギー部	1	0.7 %	116,000	0.3 %
農林水産部	10	6.6 %	3,853,500	8.9 %
都市建設部	21	13.9 %	6,069,100	14.1 %
会計管理者	0	0.0 %	0	0.0 %
議会事務局	7	4.6 %	757,300	1.8 %
選挙管理委員会	2	1.3 %	48,000	0.1 %
監査委員事務局	3	2.0 %	50,000	0.1 %
公平委員会	3	2.0 %	10,000	0.0 %
農業委員会	1	0.7 %	1,210,969	2.8 %
教育委員会	11	7.3 %	521,581	1.2 %
消防本部	11	7.3 %	1,328,950	3.1 %
上下水道局	10	6.6 %	1,048,840	2.4 %
総合医療センター	20	13.2 %	1,026,450	2.4 %
合 計	151	100.0 %	43,133,070	100.0 %

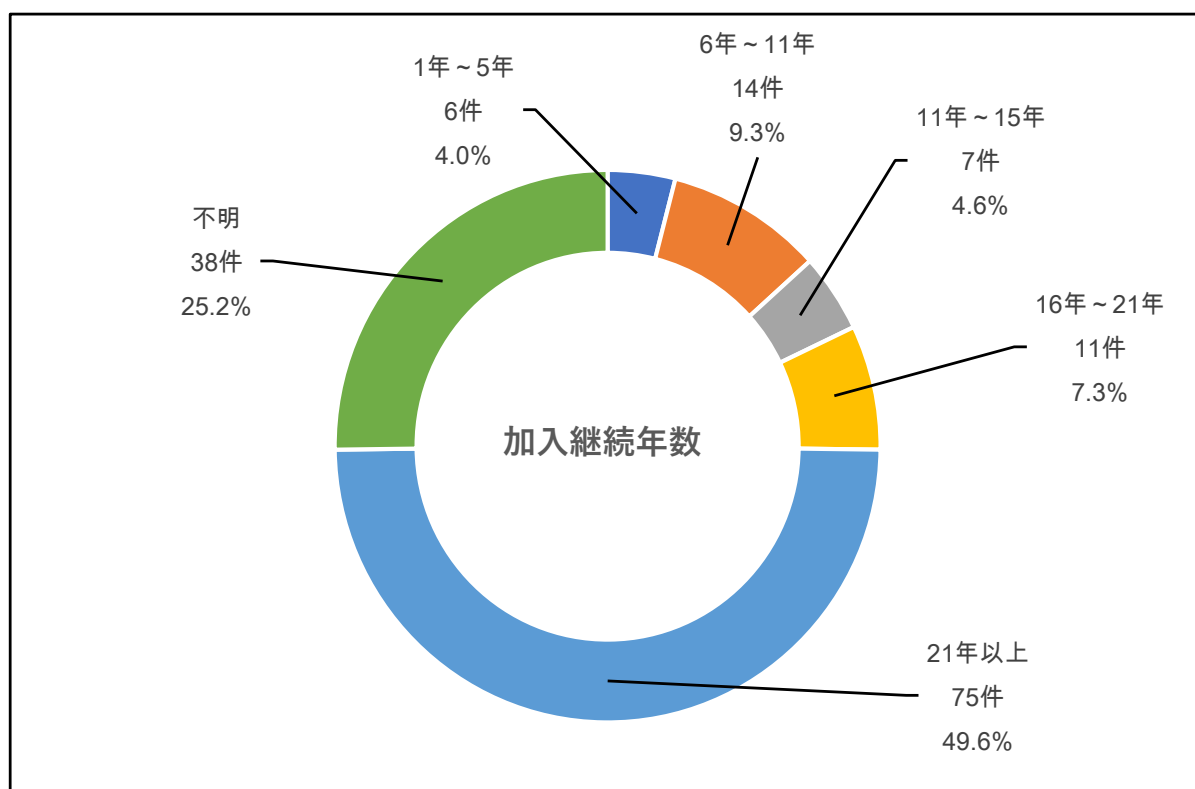
(2) 支出金額別件数及び支出金額

負担金の1件あたりの支出金額別件数で最も多いものは、「1万円以上10万円未満」の79件(52.3%)で、次いで「10万円以上30万円未満」の27件(17.9%)となっている。また、「500万円以上」の負担金が2件(1.3%)あり、最も多い支出金額は800万円である。

区分	件数	支出金額(円)		
		構成比		構成比
1万円未満	19	12.6%	66,000	0.2%
1万円以上 10万円未満	79	52.3%	3,084,260	7.2%
10万円以上 30万円未満	27	17.9%	4,642,521	10.8%
30万円以上 50万円未満	11	7.3%	4,161,620	9.6%
50万円以上 100万円未満	7	4.6%	4,647,700	10.8%
100万円以上 500万円未満	6	4.0%	13,524,969	31.3%
500万円以上	2	1.3%	13,006,000	30.1%
合計	151	100.0%	43,133,070	100.0%

(3) 加入継続年数

加入継続年数で最も多いものは、「21年以上」の75件(49.6%)で、次いで「不明」の38件(25.2%)となっている。加入継続年数の長いものが多い状況にある。

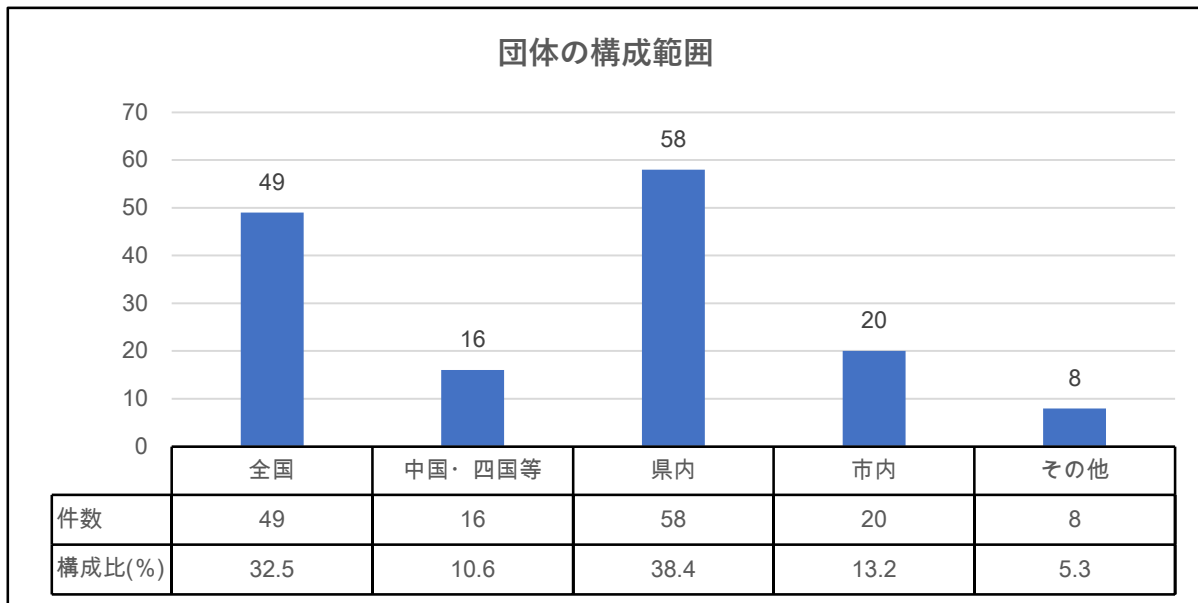


(4) 団体の構成範囲及び本市の関与状況

団体の構成範囲で、最も多いものは「県内」の 58 件 (38.4%) で、次いで「全国」の 49 件 (32.5%) となっている。「県内」と「市内」を合わせると 78 件で全体の 51.6%を占めており、「県内」「市内」を構成範囲とするものが多い状況にある。

また、本市の関与状況は、「本市が事務局を務めるもの」は 16 件で、「県内」「市内」を構成範囲とする団体に多くみられる。「職員が団体の役員であるもの」は 49 件で、特に「市内」を構成範囲とする団体では、20 件のうち 14 件 (70.0%) となっている。

団体の構成範囲が「県内」「市内」であるものは、本市が事務局を務めたり、職員が団体の役員であるなどの割合が高く、団体への主体的な関与が可能な状況にあることがうかがえる。



本市の関与状況

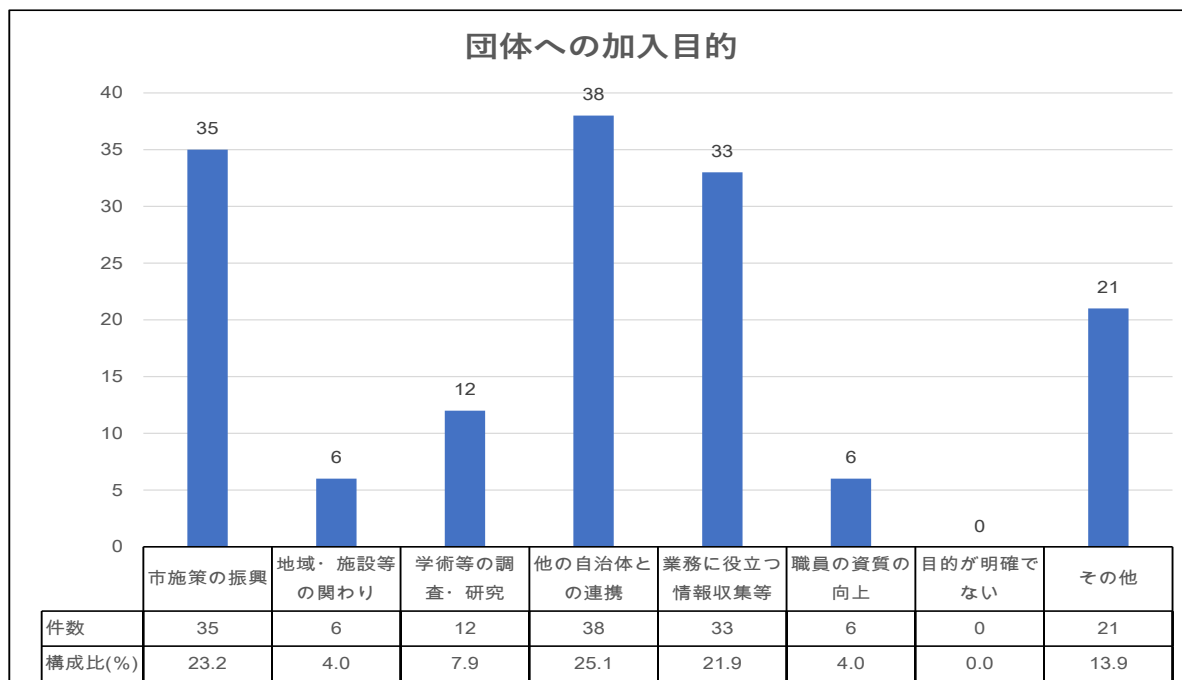
区分	件数	本市が事務局を務めるもの		構成比
		職員が団体の役員であるもの		
全国	49	0	5	32.5%
中国・四国等	16	0	6	10.6%
県内	58	6	22	38.4%
市内	20	9	14	13.2%
その他	8	1	2	5.3%
合計	151	16	49	100.0%

* 「職員が団体の役員であるもの」とは、市長、議長、職員等が団体の役員に就任しているもの

2 負担金支出の必要性

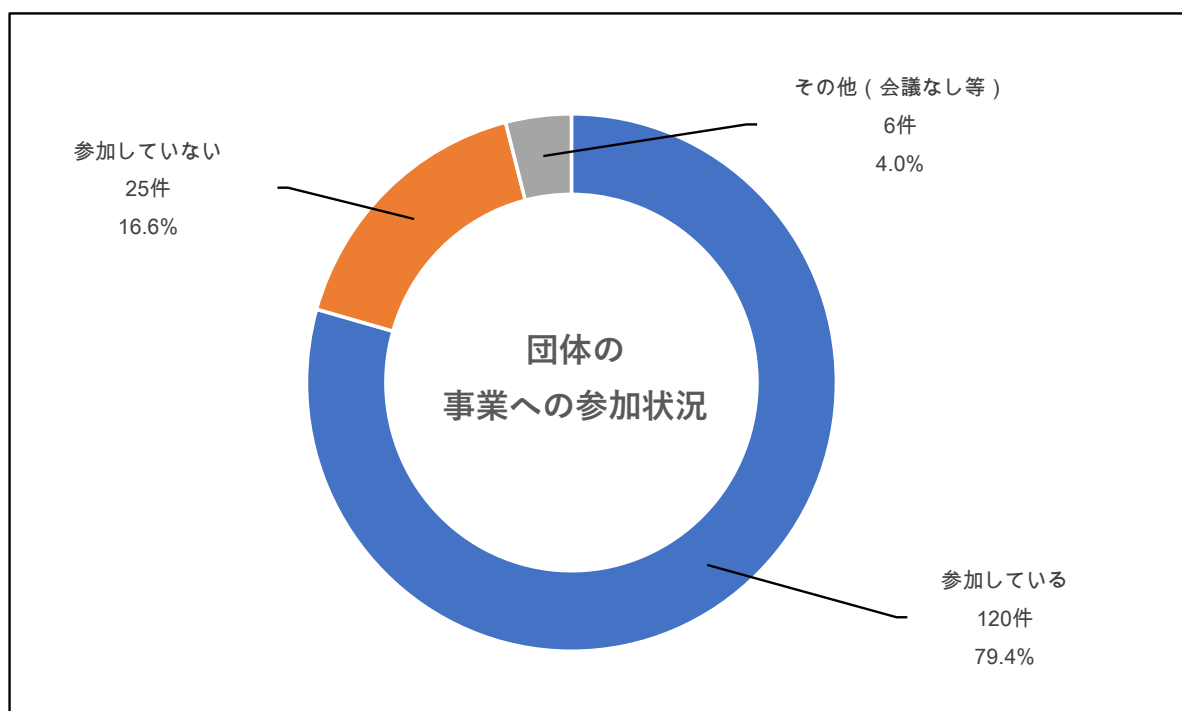
(1) 団体への加入目的

団体への加入目的で、最も多いものは「他の自治体との連携」の38件(25.1%)で、次いで「市施策の振興」の35件(23.2%)となっている。また、「その他」の21件(13.9%)は、「事業の支援や研修に参加するため」などである



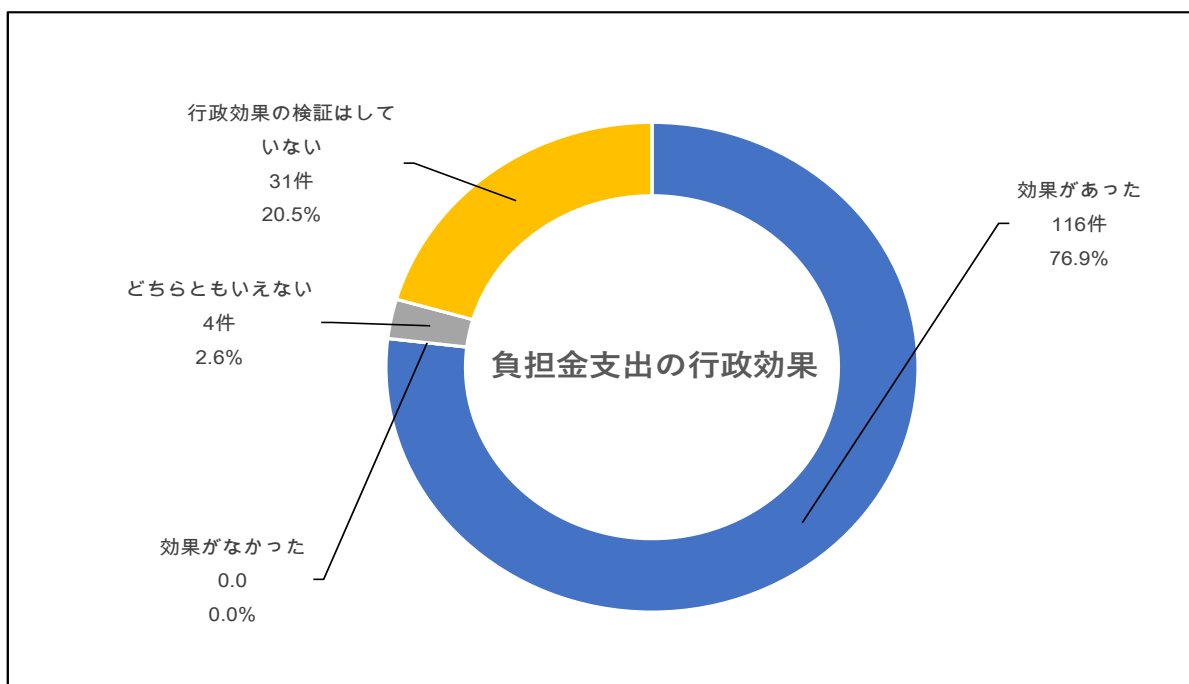
(2) 団体の事業（会議等）への参加状況

団体の事業（会議等）への参加状況で、最も多いものは「参加している」の120件(79.4%)で、次いで「参加していない」の25件(16.6%)となっている。



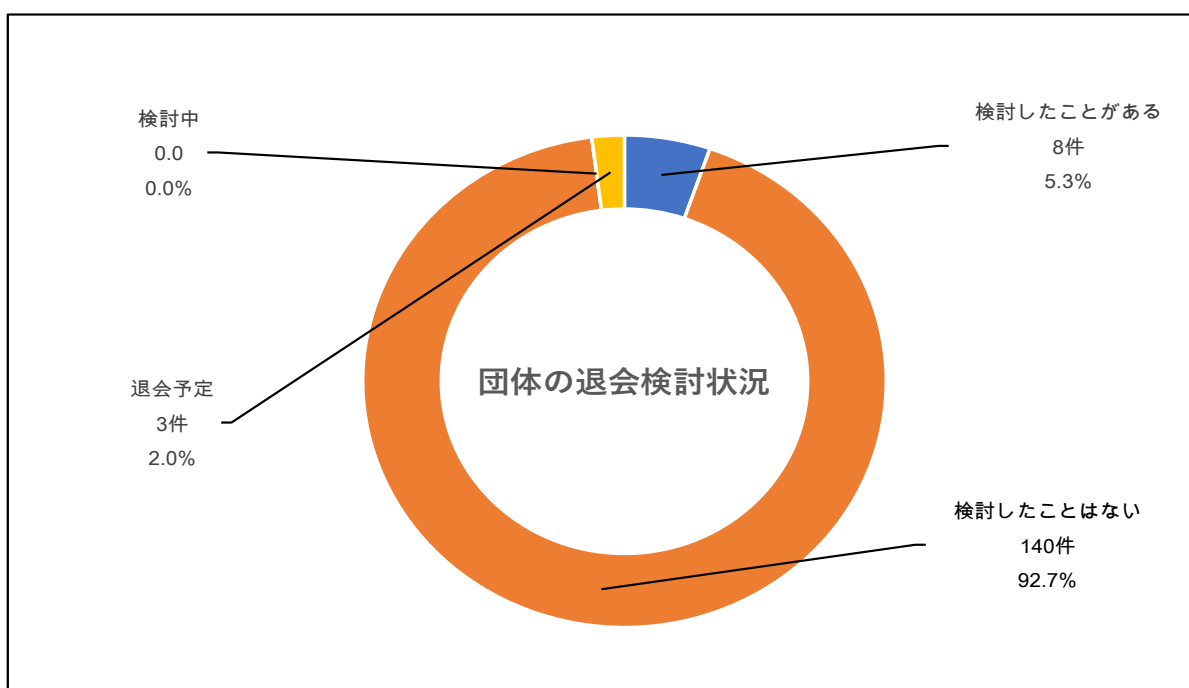
(3) 負担金支出の行政効果

負担金支出の行政効果で、最も多いものは「効果があった」の116件(76.9%)で、次いで「行政効果の検証はしていない」の31件(20.5%)となっている。具体的な効果として、「他の自治体との連携」「情報収集及び国・県への要望の実施」「研修の受講」などである。



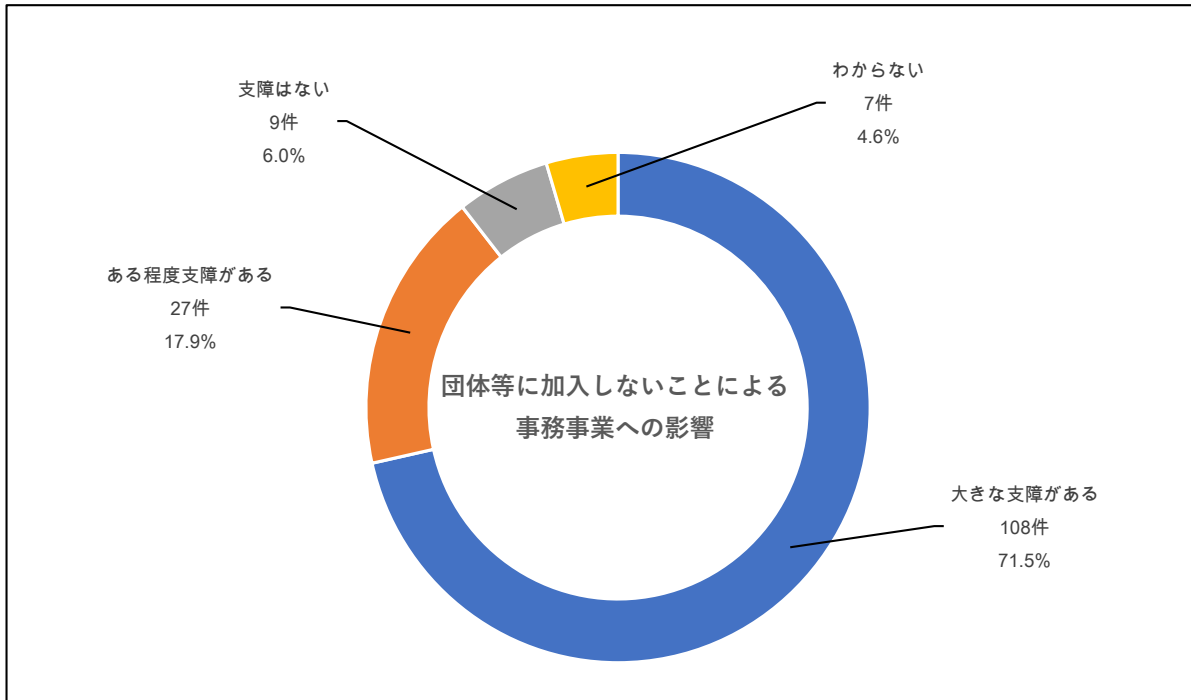
(4) 団体の退会検討状況

団体の退会検討状況で、最も多いものは「検討したことはない」の140件(92.7%)で、次いで「検討したことがある」の8件(5.3%)となっている。退会を検討しない理由は、「他の自治体との連携」「情報収集及び国・県への要望の実施ができなくなるため」などである。



(5) 団体等に参加しないことによる事務事業への影響

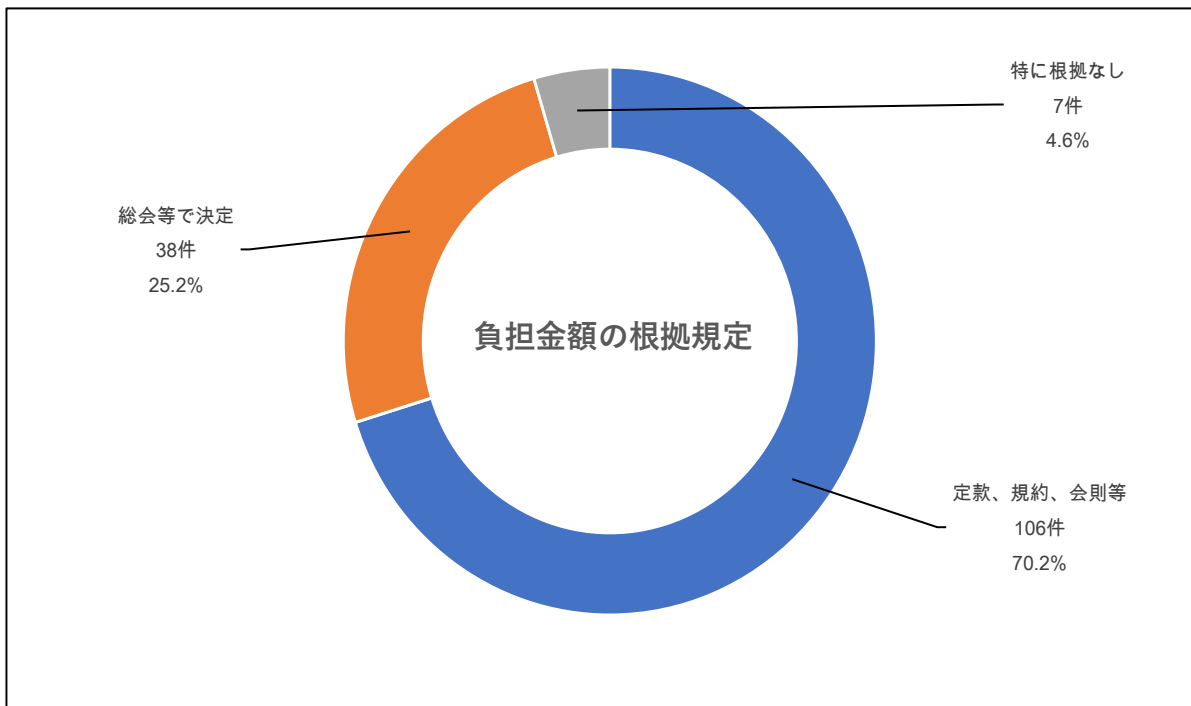
団体等に参加しないことによる事務事業への影響で、最も多いものは「大きな支障がある」の108件（71.5%）で、次いで「ある程度支障がある」の27件（17.9%）となっている。



3 負担金の適正性、妥当性

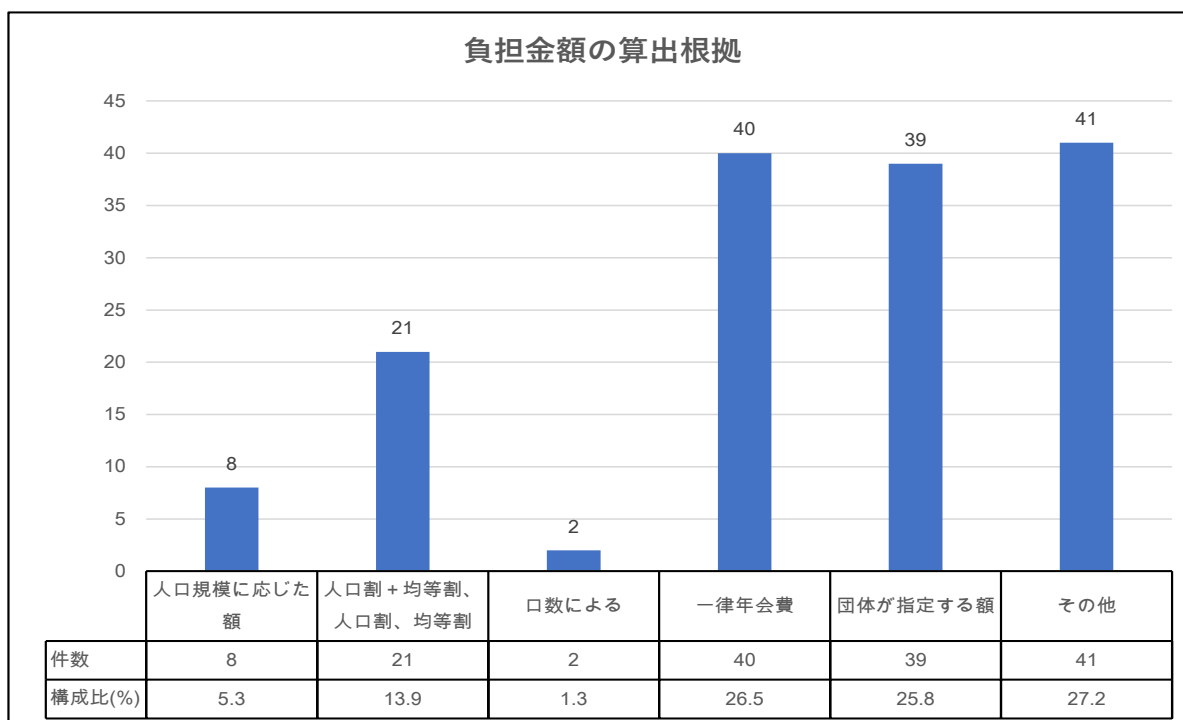
(1) 負担金支出の根拠規定

負担金支出の根拠規定で、最も多いものは「定款、規約、会則等」の106件（70.2%）で、次いで「総会等で決定」の38件（25.2%）となっている。



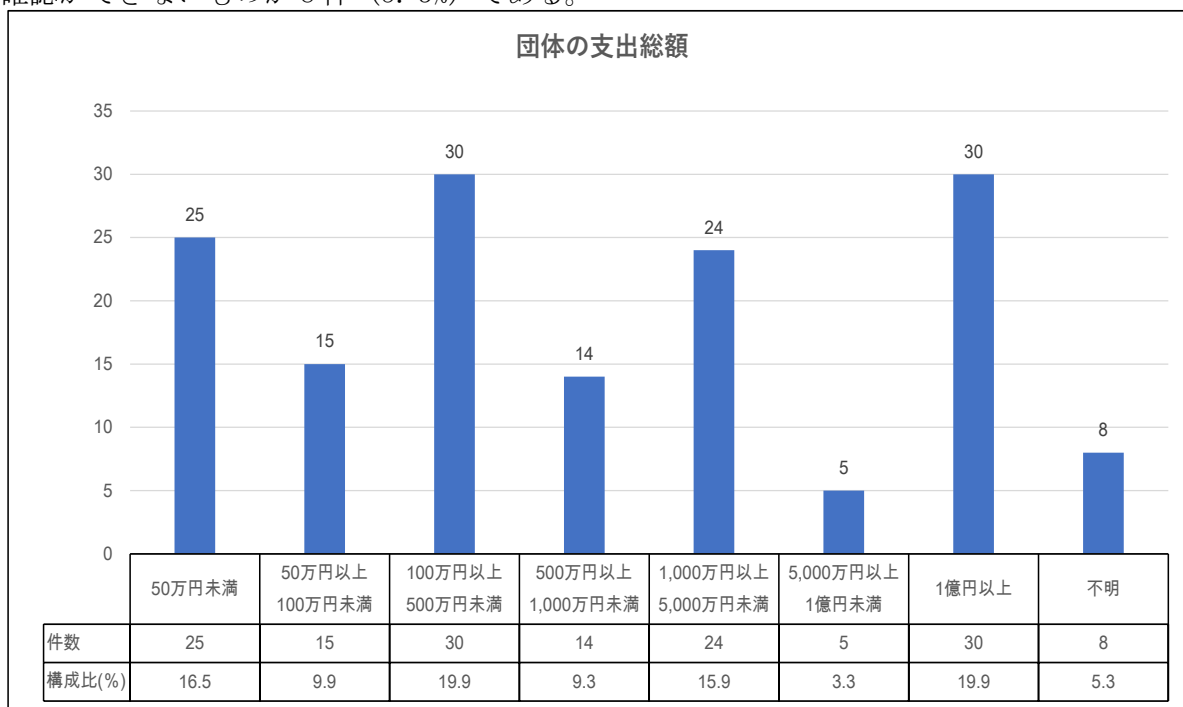
(2) 負担金額の算出根拠

負担金額の算出根拠で、多いものは「一律年会費」の40件(26.5%)で、次いで「団体が指定する額」の39件(25.8%)となっている。回答で最も多い「その他」41件(27.2%)は、「面積割」「施設数」「定例会で定める」などである。



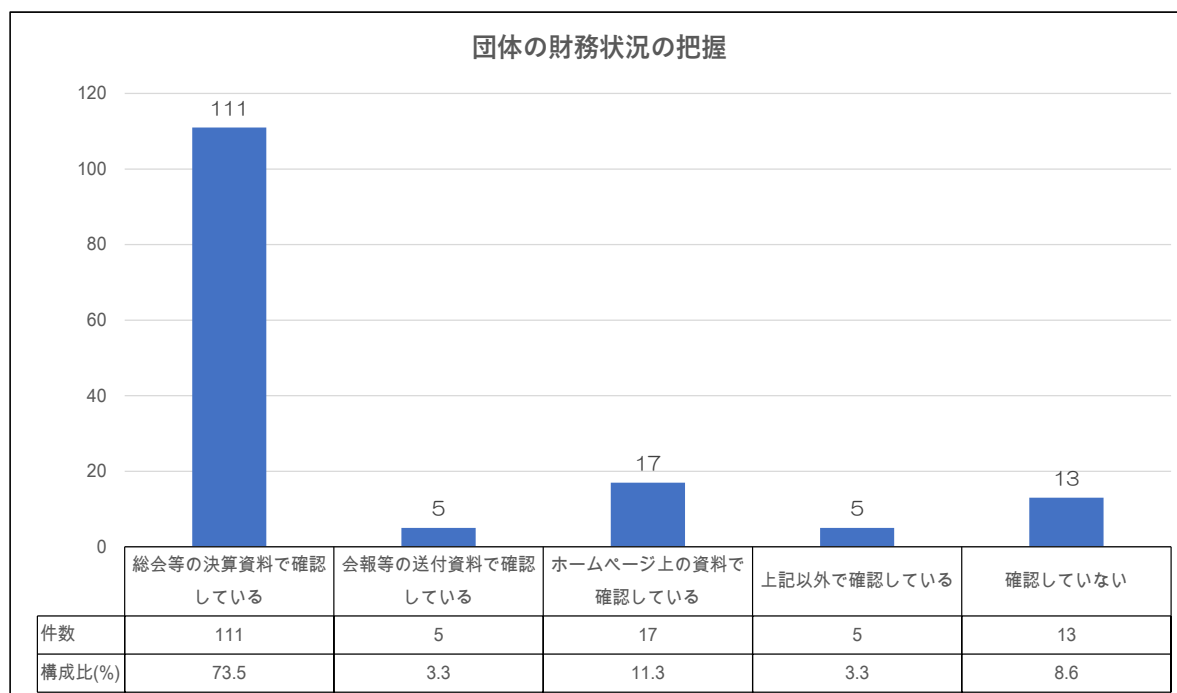
(3) 団体の支出総額

団体の支出総額で、最も多いものは「100万円以上500万円未満」と「1億円以上」で、いずれも30件(19.9%)となっている。団体の決算資料を入手していないなどで、支出金額の確認ができないものが8件(5.3%)である。



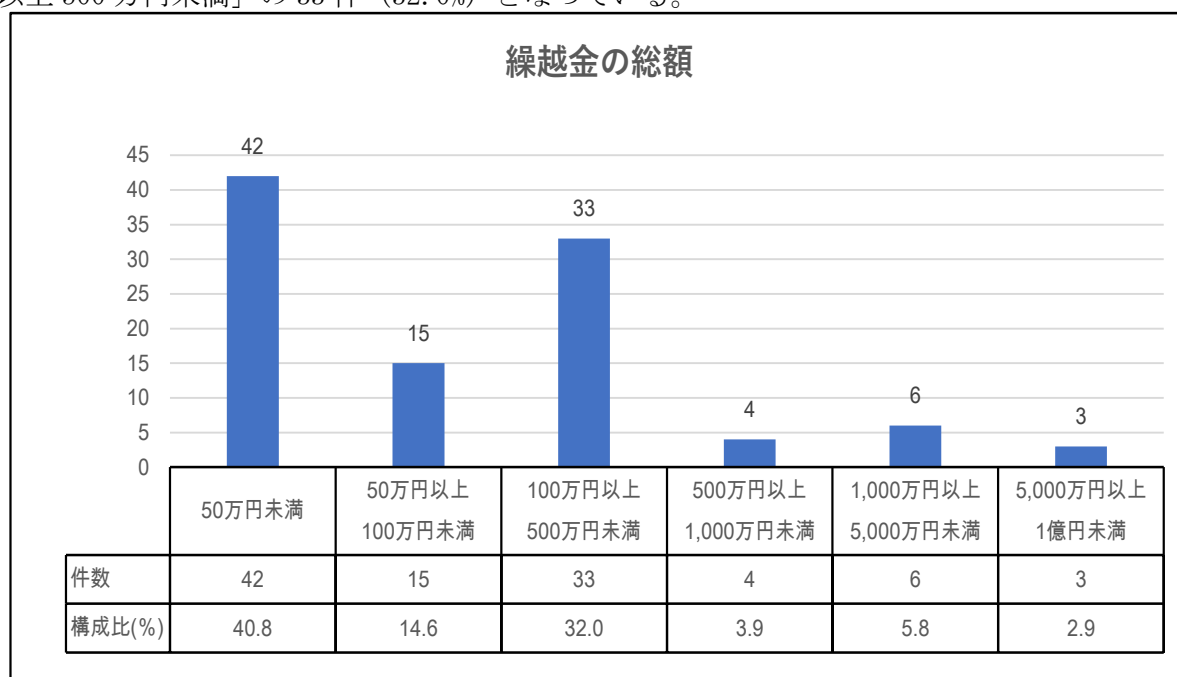
(4) 団体の財務状況の把握

団体の財務状況の把握で、最も多いものは「総会等の決算資料で確認している」の111件(73.5%)で、次いで「ホームページ上の資料で確認している」の17件(11.3%)となっている。



(5) 繰越金の総額

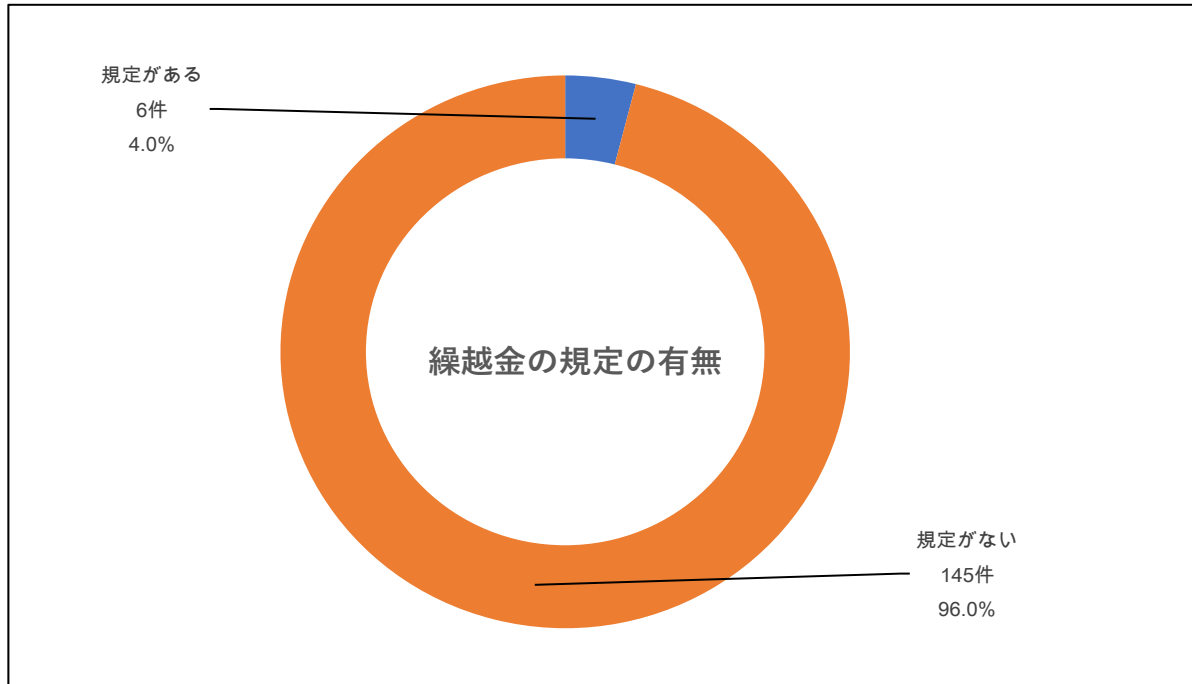
繰越金の総額で、最も多いものは「50万円未満」の42件(40.8%)で、次いで「100万円以上500万円未満」の33件(32.0%)となっている。



* 上記表には、法人会計及び不明の48件は含んでいません。

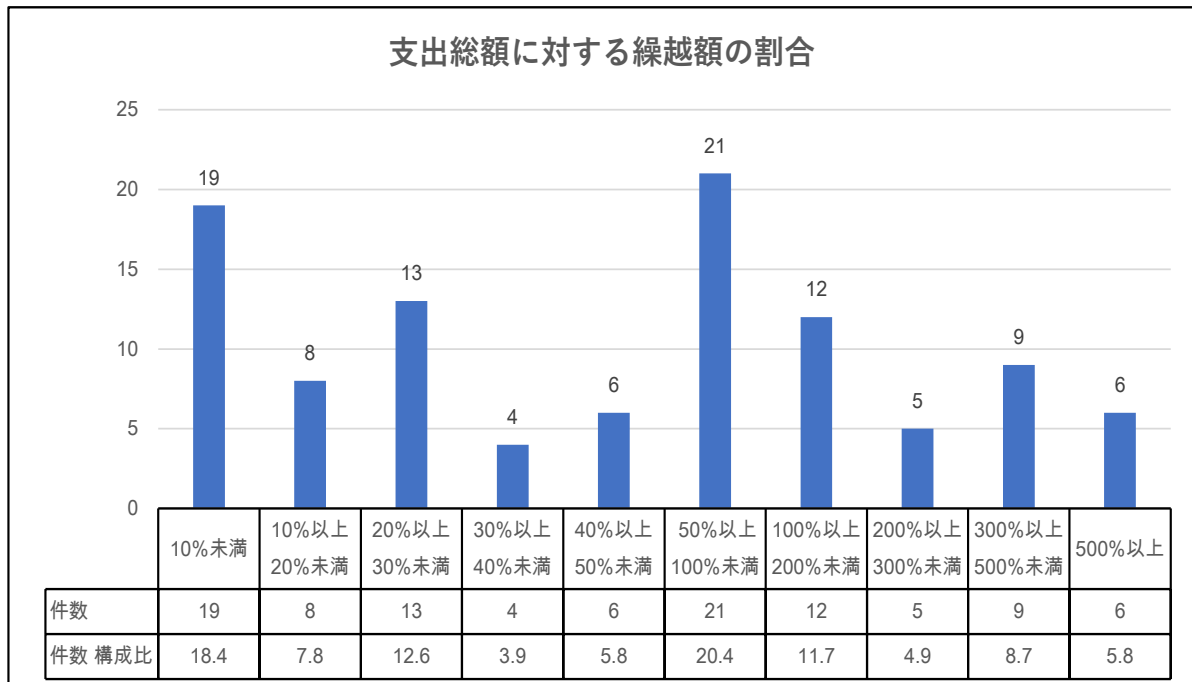
(6) 繰越金の規定の有無

繰越金規定の有無で、「規定がない」が145件（96.0%）、「規定がある」が6件（4.0%）である。



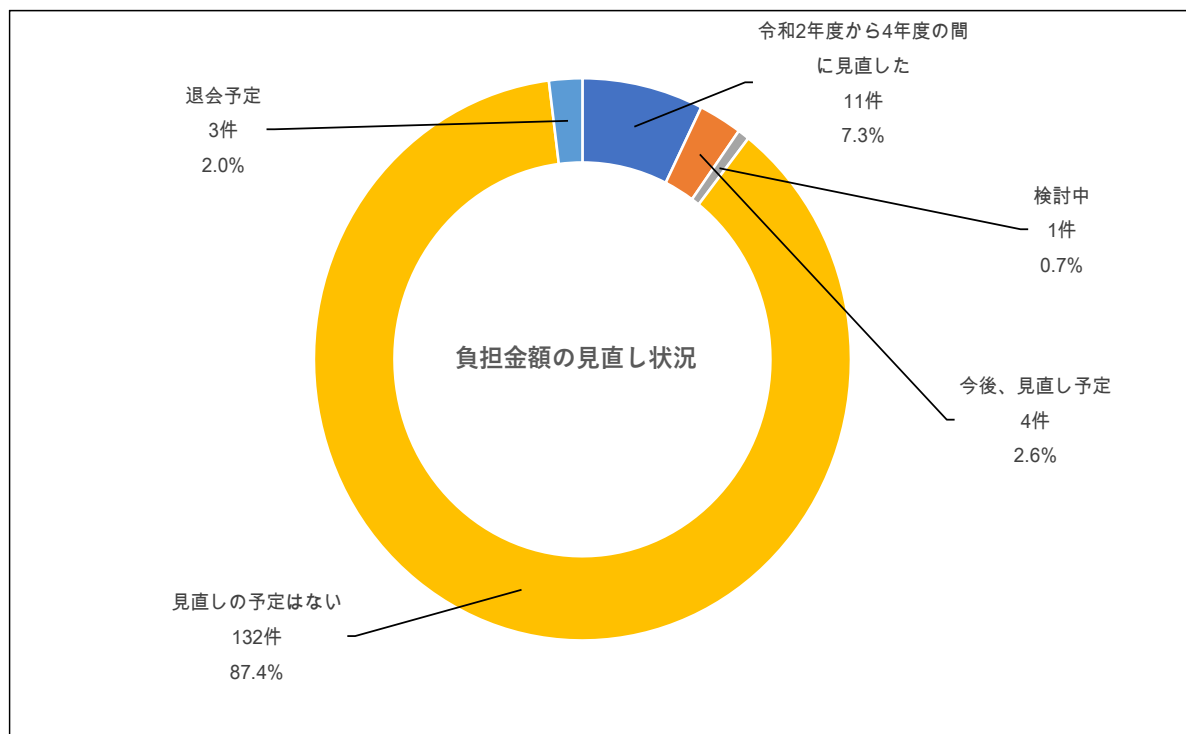
(7) 支出総額に対する繰越金の割合

支出総額に対する繰越金の割合で、最も多いものは「50%以上 100%未満」の21件（20.4%）で、次いで「10%未満」の19件（18.4%）となっている。繰越金の割合が100%以上の件数は32件（31.1%）で、支出総額より繰越金額が多い団体が全体の3割となっている。



(8) 負担金額の見直し状況

負担金額の見直し状況で、最も多いものは「見直しの予定はない」の132件（87.4%）で、見直しを検討されていないものが全体の9割近くを占めている。なお、「令和2年度から4年度の間に見直した」「今後、見直し予定」「検討中」の具体的な検討内容は、「繰越金が多いため負担金を減額、または取り止め」「団体等に対して負担金の見直しを提案」などである。



(9) 繰越金の割合の高い団体の負担金額の見直し状況

繰越金の割合が100%以上である団体の負担金額の見直し状況で、繰越金の割合の高い団体32件のうち「見直しの予定はない」が29件であり、9割に上っている。団体の支出総額に対して繰越金が多く発生しているにもかかわらず、見直しが検討されていない状況であることがうかがえる。

区分	件数	見直し状況				
		令和2年度から4年度の間に見直した	今後、見直し予定	検討中	見直しの予定はない	退会予定
100%以上 200%未満	12	1	0	0	11	0
200%以上 300%未満	5	0	0	0	5	0
300%以上 500%未満	9	0	0	0	8	1
500%以上	6	0	0	1	5	0
合計	32	1	0	1	29	1

第3 監査の結果

1 指摘事項

今回の監査の範囲において、指摘する事項は認められなかった。

2 注意事項

今回の監査の範囲において、注意する事項は認められなかった。

※指摘事項

速やかに是正又は改善等を要する事項で、次に該当するものである。なお、指摘事項は、法に基づき報告及び公表をするもので、適時措置状況の報告をするよう求める。

- 1 法令（条例、規則その他の例規を含む。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
- 2 著しく妥当性を欠くもの
- 3 著しく不経済又は非効率なもの

※注意事項

指摘に至らない比較的軽易なもの

第4 監査の結果に基づく監査意見

今回の監査において、改善、検討が必要と考えられる事案が見受けられたので、以下のとおり、監査の結果に基づく意見を付すこととする。

1 負担金支出の必要性について

団体への加入目的については、「目的が明確でない」ものは見受けられなかったが、団体の事業（会議等）への参加状況は、「参加していない」が全体の2割近くとなっていた。加入目的は明確でも、団体の事業へ参加していないのであれば、団体加入の効果は薄いのではないかと思われる。負担金の支出目的を達成するために、事業への積極的な参加に努めるとともに、団体の事業へ参加していない状況が長く続いている、もしくは、今後も参加する見込みのない団体については、退会も含めた検討をしていただきたい。

また、負担金支出の行政効果は、「行政効果の検証はしていない」が全体の2割となっており、団体の退会検討状況は、「検討したことがない」が全体の9割を占めていた。各所管課において、自己点検が行われず、継続支出が前提となっているのではないかと思われる。団体への加入継続年数が、21年以上のものが全体の5割近くを占め、加入継続年数が長いものが多くなっていることから、行政効果の検証に当たっては、社会情勢の変化に対応した加入の目的や意義、現在の業務に合致したものであるかなどの検証を行っていただきたい。

予算編成時に発出される市の予算編成要領においては、「漫然と過去の例に倣うことなく、負担金を支出するに値する効果があるかどうかを十分に検討し、儀礼的なもの、実効のないものは退会すること」とされている。しかしながら、今回の監査において、負担金を支払うことが目的となり、事業評価がされていないのではないかと懸念される状況が見受けられた。予算編成時などに、加入する団体の事業内容、活動実態を把握し、本市にとって不可欠なものであるか、定期的に検証、見直しを行っていただきたい。

2 負担金の適正性、妥当性について

負担金支出の根拠となるものは、規定等があるものが全体の9割以上を占め、負担金額の算出は、すべて、何らかの根拠をもとに支出されていた。しかし、団体の活動における支出総額については、決算資料を入手しておらず、確認できないものや、団体の財務状況においても、確認していないものが見受けられた。財務状況の把握は、必ずしも必要ないと認識されている所管課もあった。負担金額の適正性、妥当性を判断するに当たっては、団体の活動内容や、財務状況の把握は不可欠であると思われる。決算書等の資料を確実に入手し、検証資料として活用するようにしていただきたい。

また、新型コロナウイルスの影響で事業実施ができなかったことなどが原因で、年々繰越金が増額となり、支出総額より繰越金額が多いものが全体の3割近くとなっていた。その中には、繰越金を解消するため負担金の徴収を見送られたものや、事業内容を見直し負担金を返還されたものがある一方で、繰越金の割合が100%以上である団体の9割が、見直しの検討をされていなかった。

繰越金の使途としては、負担金、補助金等の収入があるまでの当面の間の人件費等の支払に充てられたものや、緊急要望等不測の事態への対応やコロナ禍収束を見据えての要望活動の増加に係る経費など、次年度の事務費負担の増加を見込んで充てられていた。繰越金ありきとした考えのもと、当該年度の予算を翌年度へ繰越し、その繰越金を事業費として調整することは、地方自治法第208条第2項で定める「会計年度独立の原則」からすると適正を欠くのではないかと考えられる。本来、団体の年間事業計画に見合った予算に対する負担金であるべきところ、繰越金を含めた予算に合わせて事業を計画することは、疑問であり是正すべきと思われる。

加入している団体の構成範囲は、「県内」「市内」であるものが全体の5割を占め、本市が事務局を務めたり、職員が団体役員であるなどの割合が高いことから、団体への主体的な関与が可能で、意思が反映しやすい環境にあると思われる。団体の財務状況に必要な以上の繰越金が発生している場合は、団体に対して、負担金額や事業内容の見直し、負担金の返還について、積極的に提案、要請するなどし、先導的に取り組んでいただきたい。

3 むすび

本市の財政状況は、世界的な物価高騰や社会情勢の変化に伴う経費の増により、ますます、厳しい財政運営を強いられることになる。こうした中、令和6年4月からは、新たに「出雲市行財政改革大綱（第3次）」が策定され、さらなる行財政改革に取り組まれるところである。

今回の監査テーマである「各種団体等への負担金」についても、行財政改革の取組の一つとして捉え、事務事業の必要性、費用対効果の検証を行い、一層の適正化に努めていただきたい。漫然と前例を踏襲して負担金を支出することのないよう、限られた財源の中であることを意識して取り組んでいただくことを期待する。

参考資料

資料 1 . . . 負担金の概要

資料1 負担金の概要

	部局名	所管課名	負担金名称	負担金額	団体の構成範囲及び本市の関与状況		
					団体の構成範囲	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの
1	総合政策部	政策企画課プロジェクト推進室	出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進協議会負担金	500,000円	県内	非該当	非該当
2	総合政策部	政策企画課	島根県過疎地域対策協議会会費	61,700円	県内	非該当	非該当
3	総合政策部	政策企画課	全国過疎地域連盟会費	143,100円	全国	非該当	非該当
4	総合政策部	政策企画課	島根県海外移住家族会特別会員年会費	15,000円	県内	非該当	非該当
5	総合政策部	政策企画課	スローライフ学会自治体会員年会費	50,000円	全国	非該当	非該当
6	総合政策部	秘書課	令和4年度島根県市長会負担金(一般負担金・特別負担金)	5,006,000円	県内	非該当	非該当
7	総合政策部	秘書課	令和4年度全国市長会分担金	705,000円	全国	非該当	非該当
8	総合政策部	秘書課	令和4年度島根政経懇話会会費	84,000円	その他	非該当	非該当
9	総合政策部	交通政策課	島根県鉄道整備連絡調整協議会会費	12,800円	県内	非該当	○
10	総合政策部	交通政策課	山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議	50,000円	全国	非該当	非該当
11	総合政策部	交通政策課	全国民間空港関係市町村協議会	27,000円	全国	非該当	非該当
12	総務部	総務課	山陰都市固定資産評価審査委員会連合会各都市負担金	5,000円	中国・四国等	非該当	非該当
13	総務部	総務課	島根大学医学部支援協議会負担金	8,000,000円	市内	○	○
14	総務部	総務課	島根県立大学出雲キャンパス支援ネットワーク負担金	4,000,000円	市内	○	○
15	総務部	総務課	出雲コアカレッジ協賛会会費	60,000円	県内	非該当	非該当
16	総務部	人権同和政策課	全日本同和会島根県連合会市町村法外負担金	68,500円	県内	非該当	非該当
17	総務部	人権同和政策課	島根県隣保館連絡協議会市町村負担金	85,500円	県内	○	○
18	総務部	人権同和政策課	島根県保護観察協会特別会員	10,000円	県内	非該当	非該当
19	総務部	人権同和政策課	島根県同和教育推進協議会連合会市町村別負担金	196,000円	県内	非該当	○
20	防災安全部	防災安全課	平和首長会議メンバーシップ納付金	2,000円	その他	非該当	非該当
21	防災安全部	防災安全課	交通安全協会車両会費	89,500円	市内	非該当	○
22	防災安全部	防災安全課	出雲地区安全運転管理者協会	198,000円	市内	非該当	○
23	財政部	市民税課	出雲地区租税教育推進協議会分担金	30,000円	市内	非該当	○
24	健康福祉部	福祉推進課	全国手話言語市区長会会費	10,000円	全国	非該当	非該当
25	健康福祉部	医療介護連携課	令和4年度出雲医師会施設会費(市立診療所5施設分)	100,000円	市内	非該当	非該当
26	健康福祉部	市民課	島根県戸籍事務協議会負担金	12,000円	県内	非該当	○
27	子ども未来部	保育幼稚園課	島根県社会福祉協議会正会員会費	20,000円	県内	非該当	非該当
28	子ども未来部	保育幼稚園課	出雲市保育協議会会費	407,980円	市内	非該当	○
29	子ども未来部	保育幼稚園課	島根県聴覚言語障害教育研究会負担金	5,000円	県内	非該当	○
30	子ども未来部	保育幼稚園課	全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会負担金	3,000円	全国	非該当	非該当

	部局名	所管課名	負担金名称	負担金額	団体の構成範囲及び本市の関与状況		
					団体の構成範囲	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの
31	子ども未来部	保育幼稚園課	島根県国公立幼稚園・こども園長会費	237,500円	県内	非該当	○
32	市民文化部	出雲中央図書館	島根県公共図書館協議会会費	35,000円	県内	非該当	非該当
33	市民文化部	出雲中央図書館	公益社団法人日本図書館協会会費	37,000円	全国	非該当	非該当
34	市民文化部	文化スポーツ課	島根県文化団体連合会負担金	10,000円	県内	非該当	○
35	市民文化部	文化スポーツ課	島根県公立文化施設協議会負担金	3,000円	県内	非該当	非該当
36	市民文化部	文化スポーツ課	島根県スポーツ推進委員協議会会費	79,300円	県内	非該当	非該当
37	市民文化部	文化スポーツ課	出雲地区スポーツ推進委員協議会負担金	91,500円	県内	非該当	非該当
38	市民文化部	文化財課	日本博物館協会会費	30,000円	全国	非該当	非該当
39	市民文化部	文化財課	しまねミュージアム協議会会費	3,000円	県内	非該当	非該当
40	市民文化部	文化財課	全国史跡整備市町村協議会会費	40,000円	全国	非該当	非該当
41	市民文化部	文化財課	全史協中国地区協議会分担金	10,000円	中国・四国等	非該当	非該当
42	商工振興部	産業政策課	出雲地区雇用推進協議会負担金	1,265,000円	市内	○	○
43	商工振興部	産業政策課	出雲河下港振興会負担金	150,000円	市内	○	○
44	商工振興部	産業政策課	島根県企業誘致対策協議会負担金	507,000円	県内	非該当	非該当
45	観光交流部	観光課	島根県観光連盟会費	3,273,000円	中国・四国等	非該当	○
46	観光交流部	観光課	山陰観光連盟会費	324,000円	中国・四国等	非該当	非該当
47	観光交流部	観光課	全国道の駅連絡会正会員会費	60,000円	全国	非該当	非該当
48	観光交流部	観光課	中国「道の駅」連絡会会費	120,000円	中国・四国等	非該当	非該当
49	観光交流部	観光課	島根県自然公園協会負担金	86,000円	県内	非該当	非該当
50	観光交流部	インバウンド推進課	しまね国際観光推進協議会負担金	474,000円	県内	非該当	非該当
51	観光交流部	インバウンド推進課	日本政府観光局負担金	300,000円	全国	非該当	非該当
52	環境エネルギー部	環境施設課	全国都市清掃会議会費	116,000円	全国	非該当	非該当
53	農林水産部	農業振興課	島根県市町村農林水産業振興対策協議会会費	118,500円	全国	非該当	○
54	農林水産部	農林基盤課	令和4年度宍道湖西岸地区国営緊急農地再編整備事業促進協議会負担金	290,000円	市内	○	○
55	農林水産部	農林基盤課	令和4年度ダム・発電関係市町村全国協議会負担金	8,000円	全国	非該当	非該当
56	農林水産部	森林政策課	島根県緑化推進委員会会費	240,000円	県内	非該当	非該当
57	農林水産部	森林政策課	斐伊川流域林業活性化センター負担金	386,000円	県内	非該当	○
58	農林水産部	森林政策課	一般社団法人島根県森林協会会費	1,298,000円	県内	非該当	○
59	農林水産部	森林政策課	島根県林業公社造林推進協議会会費	183,000円	県内	非該当	非該当
60	農林水産部	水産振興課	島根県漁港漁場協会会費	901,000円	県内	非該当	○

	部局名	所管課名	負担金名称	負担金額	団体の構成範囲及び本市の関与状況		
					団体の構成範囲	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの
61	農林水産部	水産振興課	島根県水産振興協会会費	329,000円	県内	非該当	○
62	農林水産部	水産振興課	(一社)水産土木建設技術センター会費	100,000円	全国	非該当	非該当
63	都市建設部	建設企画課	出雲・美保間幹線道路整備促進期成同盟会分担金	90,000円	県内	○	○
64	都市建設部	建設企画課	出雲地域幹線道路改良整備促進期成同盟会分担金	136,400円	県内	○	○
65	都市建設部	建設企画課	山陰自動車道(安来～益田)建設促進期成同盟会分担金	411,000円	県内	非該当	○
66	都市建設部	建設企画課	出雲・江津間高規格道路建設促進期成同盟会負担金	325,000円	県内	非該当	○
67	都市建設部	建設企画課	島根県東部高速道路利用促進協議会負担金	276,000円	県内	非該当	非該当
68	都市建設部	建設企画課	中国国道協会会費	60,000円	中国・四国等	非該当	非該当
69	都市建設部	建設企画課	日本道路協会会費	30,000円	全国	非該当	非該当
70	都市建設部	建設企画課	斐伊川神戸川治水出雲市協議会負担金	350,000円	県内	○	○
71	都市建設部	建設企画課	斐伊川放水路沿川対策期成同盟会負担金	820,000円	市内	○	○
72	都市建設部	建設企画課	斐伊川水系治水期成同盟会分担金	205,600円	中国・四国等	非該当	○
73	都市建設部	建設企画課	特定地域振興重要港湾活性化協議会会費	60,000円	全国	非該当	非該当
74	都市建設部	建設企画課	日本港湾協会会費	100,000円	全国	非該当	非該当
75	都市建設部	建設企画課	全国治水砂防協会島根県支部会費	211,100円	県内	非該当	非該当
76	都市建設部	建設企画課	島根県土木協会会費	2,478,000円	県内	非該当	○
77	都市建設部	地籍調査課	全国国土調査協会会費	92,000円	全国	非該当	非該当
78	都市建設部	都市計画課	公益財団法人都市計画協会会費	190,000円	全国	非該当	非該当
79	都市建設部	都市計画課 街路整備室	全国街路事業促進協議会負担金	18,000円	全国	非該当	非該当
80	都市建設部	建築住宅課	全国建築審査会協議会会費	48,000円	全国	非該当	非該当
81	都市建設部	建築住宅課	日本建築行政会議負担金	100,000円	全国	非該当	非該当
82	都市建設部	建築住宅課	全国散居村連絡協議会年会費	50,000円	全国	非該当	○
83	都市建設部	建築住宅課	日本住宅協会年会費	18,000円	全国	非該当	非該当
84	議会事務局	議会事務局	中国市議会議長会会費	45,000円	中国・四国等	非該当	○
85	議会事務局	議会事務局	中国市議会議長会表彰負担金	19,300円	中国・四国等	非該当	○
86	議会事務局	議会事務局	全国市議会議長会負担金	588,000円	全国	非該当	○
87	議会事務局	議会事務局	全国市議会議長会基地協議会負担金	11,000円	全国	非該当	○
88	議会事務局	議会事務局	全国高速自動車道市議会協議会負担金	20,000円	全国	非該当	非該当
89	議会事務局	議会事務局	島根県市議会議長会負担金	60,000円	県内	非該当	非該当
90	議会事務局	議会事務局	全国自治体病院経営都市議会協議会負担金	14,000円	全国	非該当	非該当

	部局名	所管課名	負担金名称	負担金額	団体の構成範囲及び本市の関与状況		
					団体の構成範囲	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの
91	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	全国市区選挙管理委員会連合会分担金	48,000円	全国	非該当	非該当
92	選挙管理委員会	選挙管理委員会事務局	全国市区選挙管理委員会連合会中国支部分担金	0円	中国・四国等	非該当	非該当
93	監査委員事務局	監査委員事務局	全国都市監査委員会会員都市分担金	37,000円	全国	非該当	非該当
94	監査委員事務局	監査委員事務局	西日本会員都市分担金	0円	その他	非該当	非該当
95	監査委員事務局	監査委員事務局	山陰都市監査委員会会員都市分担金	13,000円	その他	非該当	非該当
96	公平委員会	公平委員会	全国公平委員会連合会会費	9,000円	全国	非該当	非該当
97	公平委員会	公平委員会	全国公平委員会連合中国支部分担金	1,000円	中国・四国等	非該当	非該当
98	公平委員会	公平委員会	島根県公平委員会連合会負担金	0円	県内	非該当	○
99	農業委員会	農業委員会事務局	令和4年度島根県農業会議会費	1,210,969円	県内	非該当	非該当
100	教育委員会	教育政策課	島根県社会教育委員連絡協議会負担金	153,000円	県内	非該当	非該当
101	教育委員会	教育政策課	出雲地区社会教育委員連絡協議会負担金	20,000円	その他	非該当	非該当
102	教育委員会	教育政策課	島根県市町村教育委員会連合会負担金	112,791円	県内	○	○
103	教育委員会	教育政策課	出雲教育事務所管内教育長会負担金	20,000円	その他	非該当	○
104	教育委員会	教育政策課	島根県都市教育長会負担金	52,000円	県内	非該当	非該当
105	教育委員会	学校教育課	島根県へき地教育研究会負担金	10,290円	県内	非該当	非該当
106	教育委員会	児童生徒支援課	島根県特別支援教育研究会及び島根県特別支援学級設置校長会会費	94,500円	県内	非該当	非該当
107	教育委員会	学校給食課	長浜町企業懇話会会費	36,000円	市内	非該当	非該当
108	教育委員会	出雲科学館	全国科学館連携協議会会費	10,000円	全国	非該当	非該当
109	教育委員会	出雲科学館	全国科学博物館協議会会費	10,000円	全国	非該当	非該当
110	教育委員会	出雲科学館	しまねミュージアム協議会会費	3,000円	県内	非該当	非該当
111	消防本部	消防総務課	出雲市交通安全協会事業所別車両会費	28,000円	市内	非該当	非該当
112	消防本部	消防総務課	出雲市防災安全協会会費	18,000円	市内	○	○
113	消防本部	消防総務課	全国消防協会負担金	94,100円	全国	非該当	非該当
114	消防本部	消防総務課	島根県消防協会負担金	28,100円	県内	非該当	非該当
115	消防本部	消防総務課	全国消防長会会費	255,600円	全国	非該当	○
116	消防本部	消防総務課	全国消防長会中国支部会費	28,200円	中国・四国等	非該当	○
117	消防本部	消防総務課	島根県消防長会会費	85,250円	県内	非該当	○
118	消防本部	警防課	出雲地区救急業務連絡協議会負担金	150,000円	その他	○	○
119	消防本部	警防課	日本臨床救急医学会組織会員年会費	10,000円	全国	非該当	非該当
120	消防本部	警防課	日本救急医学会中国四国地方会評議員年会費	5,000円	中国・四国等	非該当	○

	部局名	所管課名	負担金名称	負担金額	団体の構成範囲及び本市の関与状況		
					団体の構成範囲	本市が事務局を務めるもの	職員が団体の役員であるもの
121	消防本部	警防課	島根県消防協会会費	626,700円	県内	非該当	非該当
122	上下水道局	経営企画課	出雲市交通安全協会車両会費	13,500円	市内	非該当	非該当
123	上下水道局	経営企画課	出雲市防災安全協会会費	2,000円	市内	○	非該当
124	上下水道局	営業総務課	日本水道協会負担金	290,480円	全国	非該当	非該当
125	上下水道局	営業総務課	日本水道協会島根県支部負担金	34,420円	県内	非該当	○
126	上下水道局	営業総務課	水道技術研究センター負担金	100,000円	全国	非該当	非該当
127	上下水道局	下水道管理課	公益社団法人 島根県浄化槽普及管理センター会費	39,000円	県内	非該当	非該当
128	上下水道局	下水道管理課	出雲市合併処理浄化槽適正管理推進協議会負担金	10,000円	市内	○	○
129	上下水道局	下水道管理課	公益社団法人 日本下水道協会会費	454,640円	全国	非該当	非該当
130	上下水道局	下水道管理課	中国四国地方下水道協会会費	84,800円	中国・四国等	非該当	非該当
131	上下水道局	下水道管理課	一般社団法人 地域環境資源センター会費	20,000円	全国	非該当	非該当
132	総合医療センター	病院総務課	出雲地区安全運転管理者協会 会費	15,000円	市内	非該当	○
133	総合医療センター	病院総務課	全国自治体病院協議会会費	169,450円	全国	非該当	非該当
134	総合医療センター	病院総務課	中国四国九州医学図書室ネットワーク年会費	5,000円	中国・四国等	非該当	非該当
135	総合医療センター	病院総務課	地域包括ケア病棟協会年会費	30,000円	全国	非該当	非該当
136	総合医療センター	病院総務課	回復期リハビリテーション病棟協会会費	50,000円	全国	非該当	非該当
137	総合医療センター	病院総務課	日本ボイラー協会広島支部会費	15,000円	中国・四国等	非該当	非該当
138	総合医療センター	病院総務課	全国病院事業管理者協議会年会費	50,000円	全国	非該当	非該当
139	総合医療センター	病院総務課	岡山大学関連病院長会年会費	25,000円	その他	非該当	非該当
140	総合医療センター	病院総務課	島根県医師会会費（労災自賠責保険部会、産業医部会の会費を含む）	97,000円	県内	非該当	○
141	総合医療センター	病院総務課	出雲市交通安全協会車両会費	5,000円	市内	非該当	非該当
142	総合医療センター	病院総務課	NPO法人しまね医療情報ネットワーク協会 正会員年会費	2,000円	県内	非該当	非該当
143	総合医療センター	病院総務課	出雲市防災安全協会会費	5,000円	県内	○	非該当
144	総合医療センター	病院総務課	全国自治体病院開設者協議会会費	58,000円	全国	非該当	非該当
145	総合医療センター	病院総務課	島根県自治体病院開設者協議会会費	18,000円	県内	非該当	非該当
146	総合医療センター	病院総務課	出雲医師会施設会費	400,000円	市内	非該当	○
147	総合医療センター	病院総務課	島根リハビリテーション協会 年会費	10,000円	県内	非該当	非該当
148	総合医療センター	病院総務課	NCD施設会員年会費	30,000円	全国	非該当	非該当
149	総合医療センター	病院総務課	島根県病院協会会費	12,000円	県内	非該当	非該当
150	総合医療センター	病院総務課	一般社団法人全国訪問看護事業協会会費	20,000円	全国	非該当	非該当
151	総合医療センター	病院総務課	島根県訪問看護ステーション協会年会費	10,000円	県内	非該当	非該当